

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第20号

平成30年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について

平成30年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,841,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月19日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18繰入金		505,418	2,604	508,022
	2 基金繰入金	490,261	2,604	492,865
歳	入	合	計	
		9,838,428	2,604	9,841,032

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		293,064	2,604	295,668
	1 農業費	242,862	2,604	245,466
歳出	合計	9,838,428	2,604	9,841,032